

## ① 特許と実用新案

項目	特許	実用新案
保護対象	物(プログラム等を含む)の発明 方法の発明 物を生産する方法の発明	物品の形状、構造又は組合せに係る考案
実体審査	出願から3年以内に審査請求しないと出願取下の扱い	新規性や進歩性などを審査することなく登録 任意で技術評価請求が可能
審査期間	審査請求してから約1年で審査結果を通知 早期審査を申請した場合は約3ヶ月で通知	出願から約2ヶ月で登録
補正期間	拒絶理由通知が来る前 拒絶理由通知で指定された期間 拒絶査定不服審判の請求時	出願日から1ヶ月以内
出願変更	出願から9年6ヶ月を経過するか、拒絶査定から3ヶ月を経過すると、実用新案登録出願に変更できない	出願中は、出願から3年を経過すると、特許出願に変更できない 登録後は、出願から3年を経過するか、技術評価を請求していると、実用新案登録に基づく特許出願ができない
第1~3年分の登録料	特許査定の際送達から30日以内に納付	出願と同時に納付
存続期間	出願日から20年	出願日から10年
権利侵害	権利者は、侵害者に対して差止請求、故意・過失の侵害者に対して損害賠償請求が可能	特許庁に作成してもらった技術評価書(肯定的な評価)を提示して警告する必要あり
過失の推定	侵害者は、侵害行為について過失があったものと推定される	権利者が侵害者に過失があったことを証明する必要がある
権利行使の責任	無効審決が確定したら、権利行使できなくなるだけ	無効審決が確定したら、侵害者に損害賠償する可能性がある
無効審判	無効が約22% 維持が約63%	無効が約45% 維持が約42%

※ 実用新案で登録性(新規性・進歩性)があるものは、特許になる可能性も高いと思われます。

## こちら特許部

ニッポウ  
**NIPPO** 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。  
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 [info@nippo-patent.jp](mailto:info@nippo-patent.jp)